

## 2) 自らの事業をきちんと評価してもらおう

認定等を取得したからといって、直ちに寄附金が集まるものではありません。そのためには、NPO活動がきちんと社会から評価されなければいけません。

すなわち、特定の人々のための活動ではなく、広く社会一般の利益の活動であることを十分に理解し、評価してもらわなければなりません。

そのためには、パンフレットの作成などはもちろん、例えばFacebookなど活用した広報も必要でしょうし、時には、企業などを訪問して寄附を集めることも必要になってきます。

社会の評価を得ることと認定等を取得することは、寄附金を集めるための車の両輪といえるでしょう。



## 3) 人材の確保

NPO活動をしていく上で、もう一つ大事なことがあります。それはスタッフの問題です。先ほどのアンケート調査では67%が事務局職員（スタッフ）がいると答えていますが、専任のスタッフがいるところは少なく、ほとんどは他の仕事と兼務している方が多いようです。

理事長や役員、会員の思いを具体化し、収入支出など経理面で支えてくれるスタッフを、できれば専任で確保することが資金の確保と同じくらい重要なことといえるでしょう。

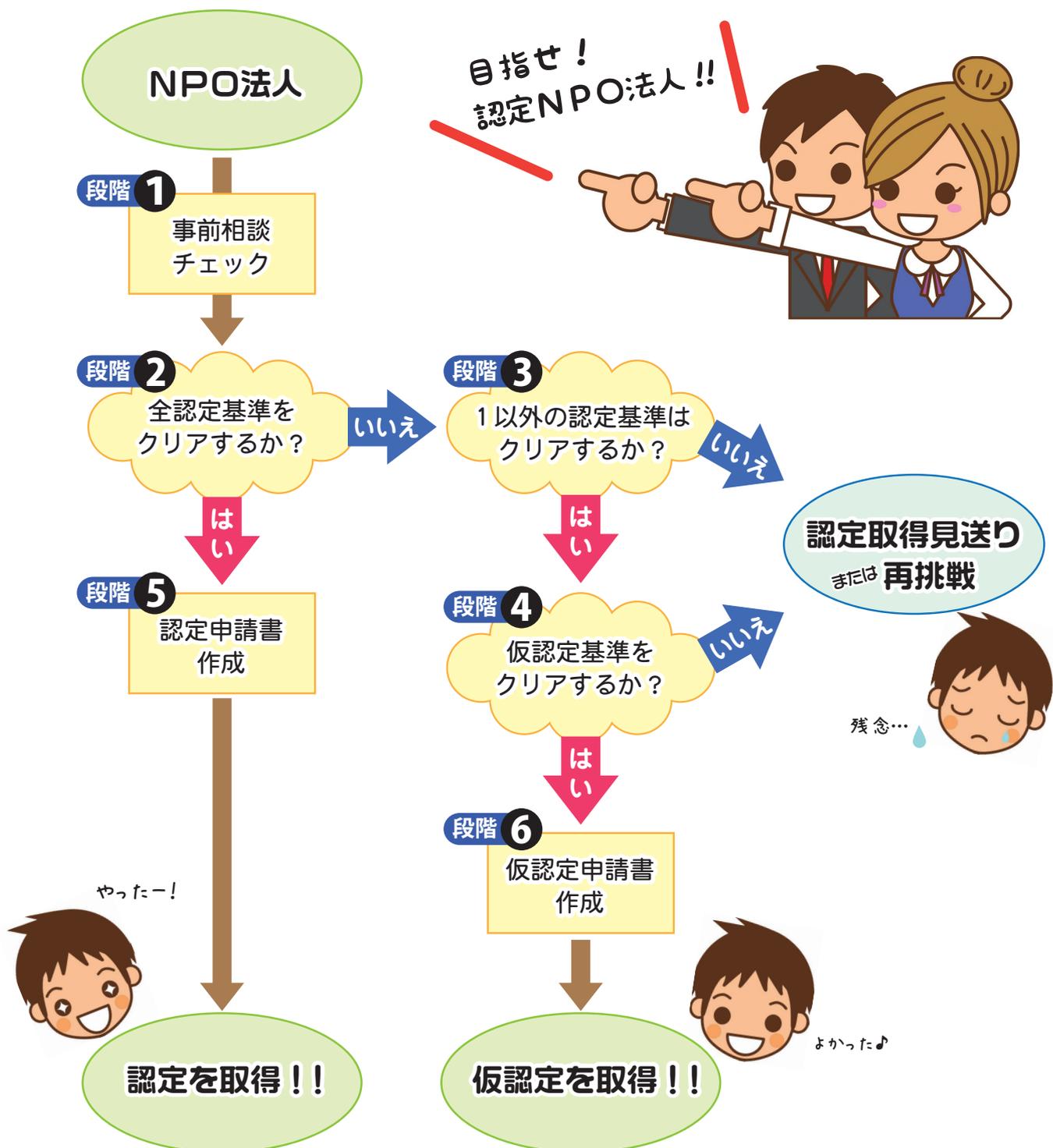


# 第3章 認定NPO法人になるには？

認定NPO法人のメリット等が理解できたら、認定取得に向けた手続への移行へ進むこととなります。その際には、クリアすべき9つの基準が設けられています。その基準の適応に応じて、取得形態が認定取得まで可能か、あるいは仮認定を目指すかの違いが生じてきます。

## 1 基本フロー・手順

認定等を取得する手順のフロー図を示すと次のようになります。



## 各段階での確認事項



前記のフロー図について、各段階において次のようなことをチェックする必要があります。

### 段階 1 事前相談チェック

認定及び仮認定を受けるためには、法令に定められた9項目のすべての基準をクリアしなければなりません。（ただし、仮認定の場合は基準1を除く）

#### 基準1. パブリックサポートテスト（PST）に関する基準

どれだけ寄附金を集めたかを問う基準です。その場合次の3つの基準の中で選択ができます。

- イ. 相 対 値 基 準：収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である
- ロ. 絶 対 値 基 準：年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上である
- ハ. 条例個別指定基準：都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている

#### 基準2. 活動の対象に関する基準

事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であるかどうかのチェックがされます。

具体的に共益的な活動とは、会員対象のセミナーや物販など、いつも決まったグループや人に対する活動、特定の地域に居住する者に便宜が及ぶ活動をいいます。特定の、いわば身内の人だけを対象にしてはいけないということです。回数や参加人数等を総合的に勘案して事業活動全体の過半数かどうかを判断します。

#### 基準3. 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理が適切であるかどうか、組織面と経理面の両方からチェックされます。

役員総数のうち、役員及びその役員の親族（配偶者・3親等以内の親族）等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下であること。また、同じ会社の役員や従業員についても同様です。

経理については、公認会計士もしくは監査法人の監査を受けているか、又は、帳簿書類の保存等を青色申告法人に準じて行なっているかのいずれかです。



#### 基準4. 事業活動に関する基準

事業活動の内容が適切であることが求められます。

宗教活動や政治活動はしていないか。関係者への特別な利益を与えていないか。営利目的の事業者や宗教活動や政治活動を行う者、特定の公職の候補者に寄附をしていないか等です。

##### 実績判定期間における数値基準のクリア

###### 1) 事業費割合

事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の割合が80%以上であること。

###### 2) 寄附金割合

受入寄附金の総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

( \* この場合の実績判定期間とは、過去に認定を受けたことのない法人又は仮認定を受けようとする法人の場合は、直前終了した事業年度の末日以前2年間を言います。 )

#### 基準5. 情報公開に関する基準

情報公開を適切に行っていることが求められます。

事業報告書や役員名簿等の書類の閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、その事務所において閲覧させなければなりません。このように、一般の人から情報公開の請求があればいつでも応じられることが求められます。

#### 基準6. 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、毎年期限内に事業報告書等を所轄庁に提出しているということです。

\* 事業報告書等とは、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面をいいます。



### 基準7. 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等が無いことが求められます。定款や事業計画書の内容等についても適用されます。

### 基準8. 設立後の経過期間に関する基準

設立の日から1年を超える期間が経過していることが必要です。

登記上の設立年月日から1年を経過した日と申請書提出の属する事業年度の初日と比較し、前者より後者が遅ければ該当します。

### 基準9. 欠格事由

役員の欠格事由に該当しないこと、3年以内に国税、地方税の滞納処分等がないこと、また、3年以内に重加算税が課されていないことなどの欠格事由に該当するNPO法人は、認定等を受けることができません。





## 段階② 全認定基準の適格判定

段階①でチェックした1～9の基準のクリア度合を判定し、次の段階への移行の適否が決まります。

### イ. 全てクリア

段階⑤の認定取得の申請手続きへ移行します。

### ロ. 全てはクリアできない

この場合において、まず、1以外の認定基準はクリアするかをチェックするために段階③へ移行することになります。

## 段階③ 基準1のクリア判定

全基準を適合できない場合において、1以外の認定基準をクリアするかどうかを判定し、仮認定移行への適否を判定します。

### イ. 基準1だけ不適でその他は適合する場合

この場合は、仮認定の可能性を検討するために段階④へ移行します。

### ロ. 基準1以外の認定基準をクリアできない場合

認定申請の見送り、今後の再挑戦へ向けて準備することになります。

## 段階④ 仮認定基準の適格判定

仮認定を受けるためには次の2つの基準に適合する必要があります。

ア. 仮認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること。ただし、法の施行日（平成24年4月1日）から起算し3年を計画する日までに申請をする法人はこの期間の適用はない。

イ. 認定又は仮認定を受けたことがないこと。

この2つの基準をクリアする法人は仮認定へ向けた申請書作成手続きの段階⑥へ移行します。

一方この2つの基準をクリアできない場合は、仮認定の方も見送りとなり、今後の再挑戦へ向けて準備することになります。

## 段階5または段階6の認定等申請書の作成

この段階では、実際の認定等取得のための手続きに入ります。

認定または仮認定を受けようとするNPO法人は、認定申請書等を、所轄庁（県知事）に提出することとなります。

- \* 長崎県の場合は、提出先は長崎県県民協働課となります。
- \* 認定又は仮認定を受けるための申請書類及びその添付資料は条例で定められています。

### 申請書の添付書類

- ・ 寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
  - ・ 各認定基準に適する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
  - ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記した書類
- その他、必要に応じて参考資料等が必要となります。

申請書類の記載方法がよくわからないなど疑問な点も多いと思います。そのような時は、長崎県県民生活部県民協働課にお気軽にご相談ください。

なお、事前チェックシートや申請書類については長崎県のホームページから閲覧、資料の入手が可能です。



「長崎県のNPO・ボランティア情報」

<http://www.pref.nagasaki.jp/npo/>



## 2 タイプ別：認定取得に向けた留意点

第2章第1節（→P. 8）に記載していますように、長崎県内のNPO法人の活動状況を事業型、福祉型、啓発型の3つのタイプに分類してみましたが、その違いにより認定取得に向けた対応や留意点に違いがありますので、それぞれに応じた留意が必要です。

タイプ別に次の9個の認定基準について確認する必要があります。

### 確認すべき認定の基準

- 基準1. パブリックサポートテスト（PST）に関する基準
- 基準2. 活動の対象に関する基準
- 基準3. 運営組織及び経理に関する基準
- 基準4. 事業活動に関する基準
- 基準5. 情報公開に関する基準
- 基準6. 事業報告書等の提出に関する基準
- 基準7. 不正行為等に関する基準
- 基準8. 設立後の経過期間に関する基準
- 基準9. 欠格事由



## 1) 事業型



事業型においては特に、**基準1、2、3、4**について留意が必要です。

**基準1**については、寄附金の多寡及び寄附者の数が問題となりますが、自社の事業がどれだけ社会的に評価されるものか、またどれだけ評価賛同されるものかを常に自覚し、その達成に向けた努力が欠かせません。普段の周知、PR活動が大切です。

**基準2**については、事業を実施・展開するに当たり、常に外部との協働を心掛け、特定の会員へのサービスに偏らないことを心掛けることです。事業を展開するときはどうしても、その事業に特化する傾向が出てきます。そうなるとう活動の内容も限定されがちとなり、この基準を満たせなくなりますので、常に意識して事業を実施すべきでしょう。

**基準3**については、事業遂行に注力するあまり特定の役員や特定の法人との関係に偏ることは注意しなければなりません。また、公認会計士等の監査を受けるか青色申告法人の帳簿処理等のレベルが求められます。

小規模の事業であっても注意が必要です。

**基準4**については、役員、社員、職員又は寄附者に特別の利益を与えているとみなされることが無いような配慮が必要です。





## 2) 福祉型



福祉型においては特に**基準1**、**2**、**3**についての留意点をあげます。

**基準1**については、寄附金は比較的に求めやすいともいえますが、留意が必要です。それは施設の利用者からの寄附金については対価を求めるものとみなされる可能性があります。また、取引関係のある業者等からの寄附も同様です。特定の者からの寄附に偏らないような配慮が必要です。

**基準2**については、これについても限定された会員のみでの受入れ態勢やサービスに限定すると、この基準をクリアできない事態も想定されます。常に門戸を広く開いた体制が求められます。

**基準3**については、事業型と同様、特定の役員や特定の法人との関係に偏ることは注意しなければなりません。また、公認会計士等の監査を受けるか青色申告法人の帳簿処理等のレベルが求められます。



### 3) 啓発型



啓発型については事業型と同様、**基準1、2、3、4**について留意が必要です。

**基準1**については、幅広い人々への働きかけを行われることが多いので、他のタイプと比べると寄附については募集がしやすい面があるかもしれません。それだけに、相対値基準、絶対値基準をクリアしやすいような配慮が肝要です。3,000円以上の金額を数多くの人に寄附してもらうように働きかけることです。

**基準2**については、事業型でも説明していますように、事業を実施・展開するに当たり、常に外部との協働を心掛け、特定の会員へのサービスに偏らないことを心掛けることです。事業を展開するときはどうしても、その事業に特化する傾向が出てきます。そうなると活動の内容も限定されがちとなり、この基準を満たせなくなりますので常に意識して事業を実施すべきでしょう。公開されたセミナーやシンポジウムの開催に心掛けることが大切です。

**基準3、4**については、事業型と同様の留意が必要です。





## 3 小規模法人制度や仮認定制度

認定NPO法人取得のためには本章第1節で述べた9つの基準をすべてクリアする必要がありますが、認定取得の第1の基準であるPST（パブリックサポートテスト）の適用を緩和する規定＝小規模法人制度と、PST（パブリックサポートテスト）を除く一定の基準に適合する＝仮認定NPO法人制度があります

### 1) 小規模法人制度

#### (1) 小規模法人制度の適用

第1節基本フロー・手順のところで説明しました通り、認定NPO法人を受けるためには、法令で定めた①～⑨の基準をすべてクリアする必要があります。その中で最初のクリア基準①としてPST（パブリックサポートテスト）があります。

PSTでは、**イ：相対値基準**、**ロ：絶対値基準**、**ハ：条例個別指定基準**の適用選択が認められますが、イの相対値基準の適用を緩和するための小規模法人制度の特例の適用があり、国の補助金等を算入するかどうかでの選択も可能です。

#### (2) 小規模法人の特例適用の前提

下記計算式に該当する法人であれば、法人の選択によりPSTの基準をクリアすることができます。

#### 【算式】

$$\text{イ：} \frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800 \text{万円}$$

かつ

$$\text{ロ：} \left( \begin{array}{l} \text{実績判定期間において受け入れた寄附金} \\ \text{の額の総額が 3,000 円以上である寄附者} \\ \text{(役員、社員を除く) の数} \end{array} \right) \geq 50 \text{人以上}$$

(3) 適用基準

通常、国の補助金等の計算の仕方で次の4つのケースが考えられますが、本制度を選択した場合は、算式1又は2による適用となります。

補助金等の計算パターン		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国の補助金等	相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合	適用なし	算式1 (小規模法人の特例適用あり)
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	適用なし	算式2 (小規模法人の特例適用あり)

【算式1】

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

【算式2】

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額} + \text{リの金額}}{\text{総収入額} - \text{ニの金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

\* 金額ニ、ホ、ヘ、ト、リ、の意味

金額ニ：国の補助金等や資産売却による臨時収入、遺贈等による収入

金額ホ：受入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額

金額ヘ：社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動に係る部分の金額を控除した額

金額ト：国の補助金等の全額

金額リ：国の補助金等の金額か、受入寄附金総額からホの金額を控除した金額の、いずれか少ない金額



## 2) 仮認定制度



### (1) 仮認定制度の意味

仮認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立したもの（設立後5年以内のものをいいます。ただし、平成27年3月31日までは、設立後5年を超えたNPO法人も申請できます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し、公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（PST基準は含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の仮認定を受けたNPO法人をいいます。

これは設立後の活動期間が短いNPO法人であっても、特定非営利活動の趣旨に沿った活動をしているNPO法人には、税制上の特典を与えようとするための制度です。

仮認定を取得することで、社会的な信用も増しますし、認定取得に向けた準備期間としてのステップにもなります。

認定NPO法人取得の申請を検討する段階で、条件をクリアできないからといってあきらめるのではなく、まずは仮認定を取るということを検討してみてもはいかがでしょうか。

全ての認定基準に満たなくても、  
まずは「仮認定」を目指してみよう！



## (2) 仮認定のメリット

仮認定を取得した場合は第1章第2節(→ P. 4)に記載されている本認定NPO法人に認められるすべての税制上の優遇措置については適用されません。

本認定NPO法人に認められる4つの税制上の優遇措置のうち、①個人が寄附をした場合の寄附金控除、②法人が寄附をした場合の損金算入限度枠の拡大、の2つについては仮認定NPO法人についても適用されます。

個人及び法人が寄附した場合の税制上の優遇措置は適用されますので、この優遇措置は寄附金の増強にも結び付くもので、NPO法人の活動に大きく貢献することが期待できます。

## (3) 仮認定の申請方法

仮認定NPO法人への申請手続きについては、本章第1節(→ P. 16)で説明した段階⑥の手順を参考にしてください。

使える!!

★ 個人が寄附をした場合の  
寄附金控除

★ 法人が寄附をした場合の  
損金算入限度枠の拡大

メリットをうまく活用して  
パブリックサポートテスト基準の  
クリアを目指そう!!



## 第4章 認定NPO法人制度のQ&A

### 1 認定NPO法人制度

Q 1 仮認定NPO法人制度について詳しく教えてください。

A

直ちに認定NPO法人を取得するのが難しい場合に、一部の認定基準を満たしていなくても認められる「仮認定NPO法人」という制度があります。

一部の認定基準というのは、パブリックサポートテスト（PST）と言われるもので、  
① 総収入金額に占める寄附金額の割合が20%以上（相対値基準）、② 年間3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上であること（絶対値基準）、③ 都道府県又は市町村の条例による個別指定を受けていること（条例個別指定基準）のいずれかを満たす必要があるというものです。

このPSTの基準を満たしていなくても、仮認定NPO法人として仮認定を受けることができます。（長崎県では個別指定の条例を制定していませんので、相対値基準または絶対値基準をクリアする必要があります。）

ただし、認定NPO法人と違う点が2つあります。

① 仮認定NPO法人の有効期間は3年で延長は認められません。従って、有効期間を経過したとき、仮認定は失効しますので、認定NPO法人として認定を受けたい場合は、3年の間に認定の申請を行う必要があります。

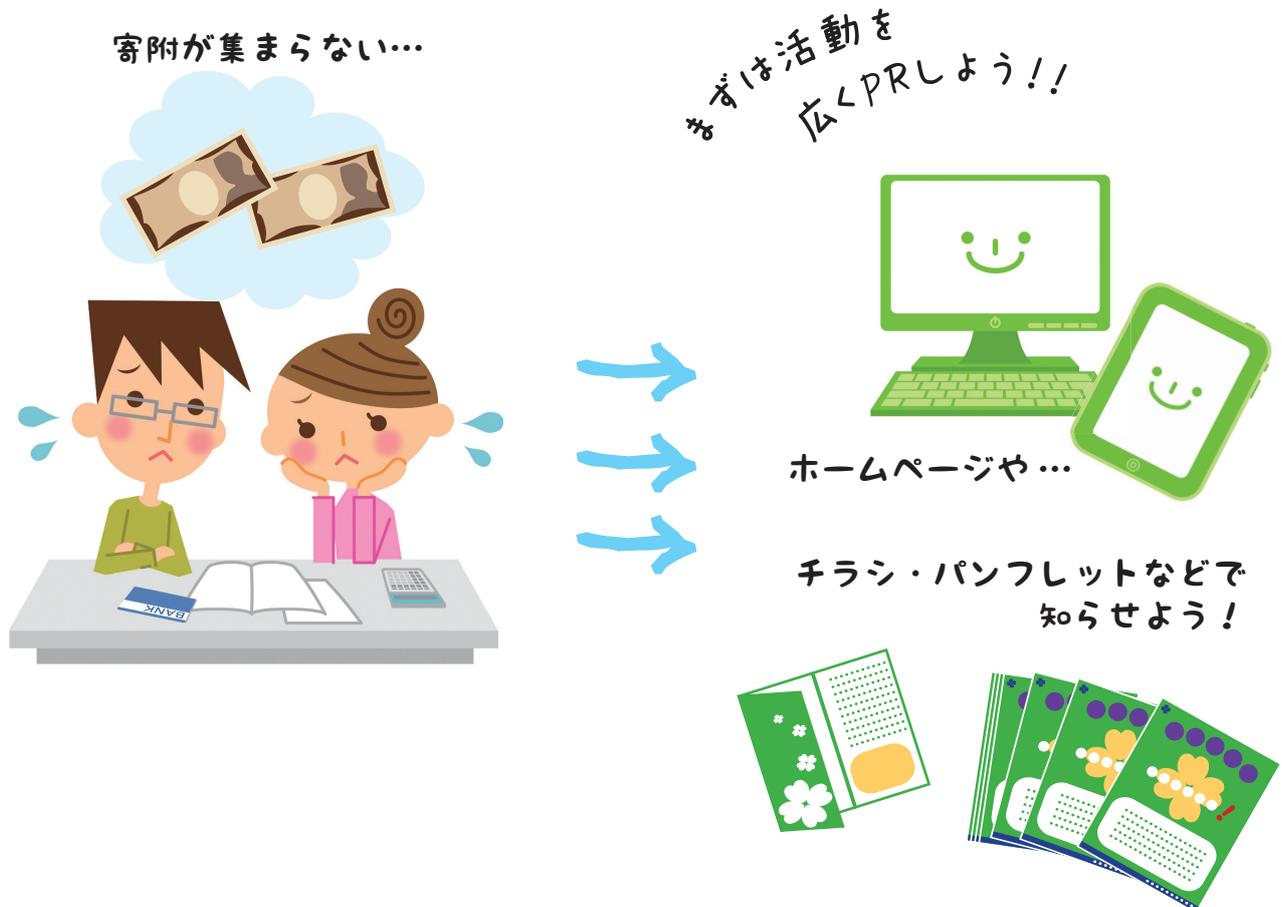
② 税制上の優遇措置のうち、所得税と法人税の優遇措置は受けられますが、相続税の優遇措置と認定NPO法人の「みなし寄附金」は適用されません。（→ P. 4～6 参照）



Q 2 認定NPO法人等を取得すると、寄附が増大しますか？

A

認定等を取得したからといって直ちに寄附金が集まるものではありません。寄付金を集めるためには、自らのNPO活動がきちんと社会から評価されなければなりません。そのためには、パンフレットなどの作成はもちろん、Facebookなどを活用して広報をすることも必要ですし、時には企業などを訪問して寄附を集めることも必要になってきます。寄附金を集めるための努力を惜しまないことです。





Q 3 認定 NPO 法人制度は、寄附する側にメリットがあるだけですか？

A

認定NPO法人制度は寄附する側にメリットがあるだけでなく、寄附を受ける認定NPO法人等にも大きなメリットがあります。

第1に、寄附する側が寄附をしやすくなることで、認定NPO法人等は収入の増大につながり、より活発な活動ができます。

第2に、認定NPO法人が、収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合、この分を寄附金とみなし、一定の範囲内で損金算入が認められています（みなし寄附金制度）。結果、収益事業にかかる法人税が軽減されます。（この制度は、仮認定NPO法人には適用されません。）

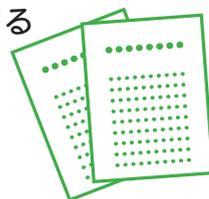
第3に、認定NPO法人等は適切な事業運営と、情報の公開を行い、継続的に認定要件をクリアすることが必要なことから、社会からの認知度や信用が高まります。



Q 4 認定NPO法人等が寄附を受けた場合は、どのような領収書を発行すればよいのですか？

A

認定NPO法人等の名称、所在地、認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるのかが記載されている必要があります。また、寄附金控除（税額控除）の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名、住所も記載する必要があります。



Q 5 個人が寄附した場合は、どうすれば税制上の優遇措置が受けられるのですか？

A

個人が寄附した場合は、寄附した翌年の確定申告時期、通常は2月16日から3月15日までに所得税の確定申告を行う必要があります。

なお、申告にあたっては、上記Q4の領収書が必要となります。

詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。





## 2 認定NPO法人取得の進め方

Q 6 認定を取得したいのですが、どこに相談すればいいですか？

A

認定等の手続きが円滑に進められるよう、所轄庁である長崎県 県民生活部 県民協働課において申請に対する相談等を行っています。

事前相談は任意の手続きですが、申請を行う皆様と所轄庁の双方が、認定基準等について理解を共有するためのものであり、資料作成の効率化や申請書提出後の審査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、事前相談を積極的に活用されることをお勧めします。

なお、事前相談は、原則として予約制としておりますので、相談を希望される方は事前に電話で相談の日時等を予約してください。



県の県民協働課で相談できます。  
(電話予約は **095-895-2314** へどうぞ)

**Q** 7 認定NPO法人取得の事務的な進め方を、NPO法人のタイプ（事業型、啓発型、福祉型）ごとに説明して下さい。

**A**

認定NPO法人取得に向けてのタイプ別に事務的な進め方の大きな違いはありませんが、クリアすべき、それぞれの認定基準をまず確認することです。

確実にそれぞれの基準をクリアすることが前提です。また、**認定基準1**のパブリックサポートテスト（PST）の対応・準備も大切です。



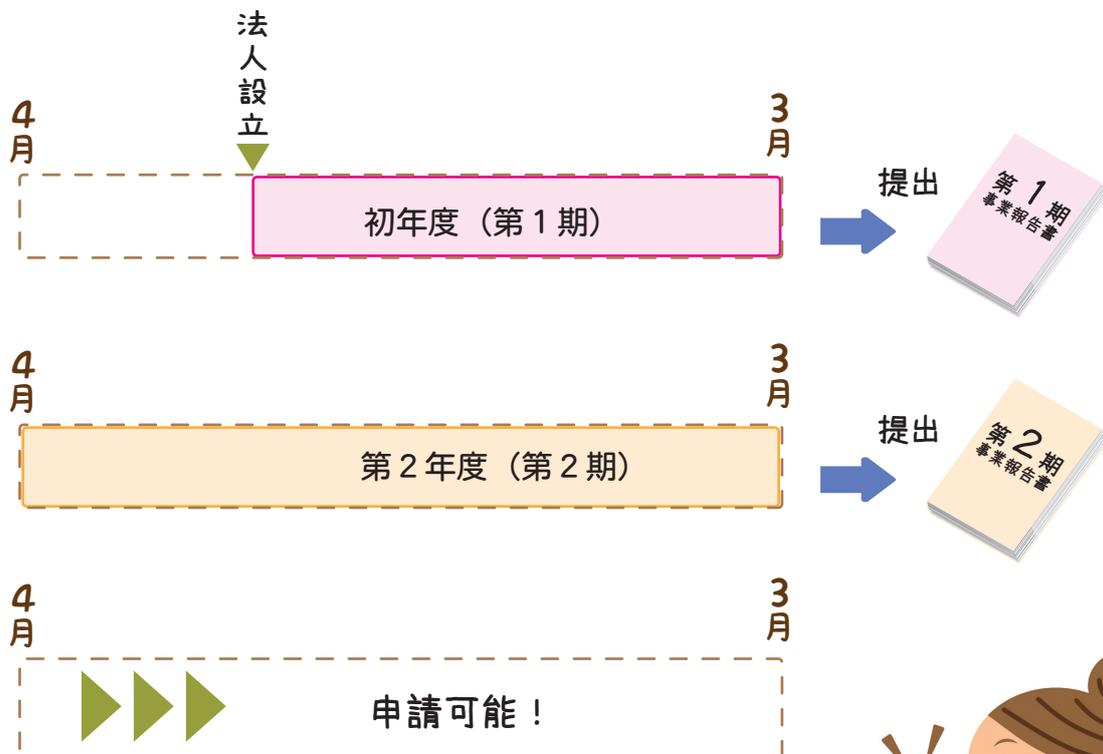


**Q 8** 認定等の申請は、NPO法人を設立後、いつからすることができますか。

**A**

認定又は仮認定を受けるためには、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していることが必要です。

たとえば、事業年度の期間が1年である法人については、その設立初年度が1年に満たない期間となっている場合には、事業年度の期間が1年である第2期が終了し、設立後の第1期及び第2年度の事業報告書等を作成し、所轄庁に提出していれば、設立の日以後1年を超える期間が経過していることとなりますので、認定又は仮認定の申請をすることができます。



**Q 9** パブリックサポートテスト（PST）の判定で、寄附金の額を計算する場合、会費を算入することができますか？

**A**

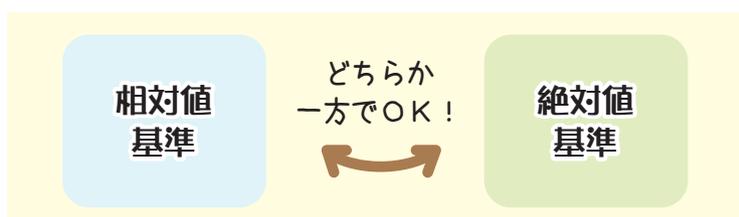
まず「寄附金」と「会費」の違いを確認しましょう。「寄附金」とは、寄附することで何か見返りを期待するものではありませんが、「会費」は、会員たる地位を求め、何らかのサービスを期待するものです。金銭を提供する側に任意性や対価性があるかないかで判断されます。したがって、対価を期待する「会費」は寄附金に算入できません。ただし、会費という名目であっても、実質的に判断して対価性が認められない会費（いわゆる賛助会費が該当する場合が多いと思われます。）については、寄附金として扱うことができます。

**Q 10** パブリックサポートテスト（PST）の判定で、絶対値基準と相対値基準がありますが、両方ともクリアする必要がありますか。また、いずれか片方で良い場合は、どちらが有利でしょうか。

**A**

パブリックサポートテスト（PST）の判定では、3つの基準（相対値基準、絶対値基準、条例個別指定基準）のいずれかの基準をクリアすることが必要です。（長崎県では、個別指定のための条例を制定していませんので、相対値基準又は絶対値基準に適合する必要があります）

なお、PST基準をクリアするためには、相対値基準又は絶対値基準のどちらかを満たせばいいので、どちらが有利ということはありませんが、どちらの基準を満たすかの判断は、法人の運営体制や事業の収入内訳等によって変わってきます。

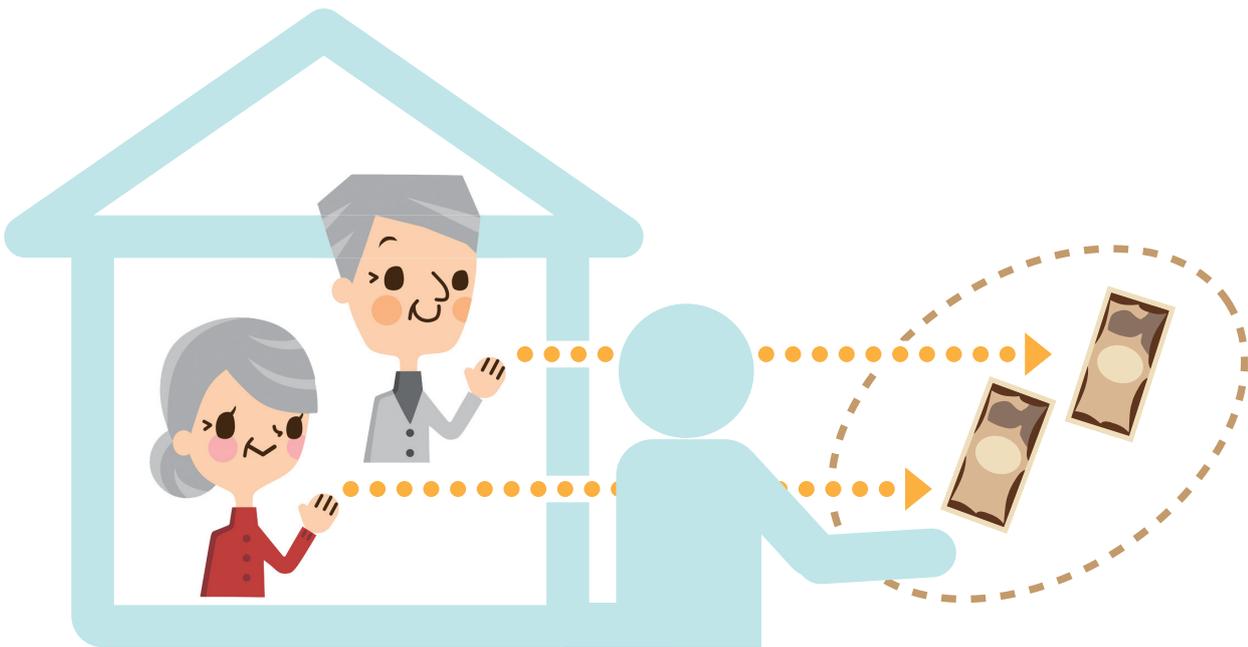




**Q 11** 事業に賛同するご夫婦から10,000円(それぞれ5,000円ずつ)の寄附金を頂きました。絶対値基準の寄附者の数を2名としてみなしてよろしいでしょうか?

**A**

絶対値基準における寄附者数については、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えることとなります。よって、「生計を一にする」夫婦や親子は、5,000円の2人分であっても、「10,000円の寄附金が1人からあった」とみなされます。



二人からもらっても、  
同一生計だと…

「1人からの寄附」と  
みなされます。

**Q 12** 認定NPO法人等の申請をするにあたり、寄附者名簿を作成する必要があると言われましたが、名簿の作成にあたって留意すべき点を教えてください。

**A**

パブリックサポートテスト（PST）の相対値基準または絶対値基準による申請の場合は、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿については、初回の認定申請書に添付する必要があります。この寄附者名簿は認定取得後も作成と保管（作成の日から5年間、仮認定の場合は3年間）義務があります。寄附者名簿には、原則として、寄附者全員の「氏名（法人・団体にあつては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受入れた年月日」を記載する必要があります。

ただし、匿名による寄附金や1,000円に満たない場合には、例えば、「匿名寄附〇〇 計××××円」、「少額寄附 〇〇 計××××円」というように省略して記載することも可能です。

作った名簿は  
5年間  
保管しましょう



寄附者全員の ...

- 氏名
- 住所
- 寄附金額
- 受入年月日



### 3 寄附を企業から集める場合

Q 13 寄附をしていただく方への案内や相談は、いつの時点でどのようにすればいいですか？

A

認定NPO法人等の取得をお考えのNPO法人が最も関心があり、取得の目的でもあるのが寄附金の増加ですが、そのためには、認定NPO法人への寄附のメリットを寄附していただく方に正しく伝えることが重要です。

理事会で認定NPO法人等の取得の決議を行った後に、正式に寄附をしていただく方に、「認定NPO法人（仮認定NPO法人）の取得に向けて申請中で、認定を受けた後に寄附をしていただければ税制上の優遇措置が受けられます。」と案内してください。

また、寄附する側とNPO法人側との会計処理やその伝票のやり取り、反対給付に当たるか否かの判断や対処の仕方など、自らのNPO法人としての寄附行為マニュアルと寄附募集のツール（チラシや申し込み用紙）などを作った方が良いでしょう。

Q 14 寄附をしていただいた方へ、贈り物をした場合には寄附にあたる場合があると聞いていますが、どのようになっていますか？

A

寄附金とは一般的には「支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与」を言います。

例えば、5,000円の寄附をしていただいた方に地元の特産品3,000円相当を贈ったり、寄附金額によってNPO法人が寄附側の宣伝や広告を行うことなどは、“直接的な”反対給付とみなされます。

なお、寄附の金額を「1口〇〇円」と設定し、寄附は「1口以上何口でも」と定めている場合で、寄附の口数に関係なく、1口の寄附者には全員に同じものを送付するときは、1口目のみが反対給付部分であり、自由意志で行われる2口目以降については、支出する側に任意性があり、かつ、直接の反対給付がない場合には、2口目以降の寄附を寄附金として取り扱うことができます。（2口目以降分の受領書を寄附として発行している場合など、区分して経理されている場合に限りです。）

Q 15 NPO法人のタイプ（事業型、啓発型、福祉型）別に、寄附の集め方のアイデアを教えてください。

A

いずれのタイプにおいても、自己のNPO法人の活動目的を寄附者に十分理解し賛同してもらうことから始まります。

福祉型であれば、実際にサービスを受けた人の家族や知人、友人に、日常のサービス内容の見学会や体験会、施設入居者との交流会などを通じて活動内容の理解や賛同の輪を広げます。

啓発型では、日常の啓発活動での寄附の募集や、シンポジウムでの協力依頼も考えられます。

事業型では、活動内容の状況や今後の展開をホームページや広報誌で紹介し、活動に対する理解や賛同の輪を広げます。

また、すべてのタイプとも、ホームページやパンフレット等の広報誌にて、NPO法人としての理念や使命感、活動の目的を明確に表現することが重要です。併せて、日常の活動の紹介を行い、理解と賛同をもらうことに心掛けます。自らのホームページにて寄附を募ることも有効です。



活動内容をしっかりPRして、理解と賛同を得よう！

# 第5章 全国の認定事例

## 1 認定NPO法人の事例

### 啓発型 NPO 法人 アサザ基金

認定NPO法人ホームページ

<http://www.kasumigaura.net/asaza/>



### 会の設立経緯や理念など（ホームページより抜粋）

特定非営利活動法人アサザ基金は、霞ヶ浦北浦流域のネットワーク組織である「霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議」の一事業部門として、1999年に設立されました。

「霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議」は1981年に設立され、現在14の団体と50名の個人会員によって運営されています。

学校、漁協、森林組合、生協、農業団体、自然保護団体、企業などの様々な分野の組織が参加し、ローカルアジェンダ、各種の条例案、政策提言などを行うと同時に、霞ヶ浦とその流域での環境調査を実施してきました。

1995年から現在までは、流域の多様な組織が連携して進める「アサザプロジェクト」を進めてきました。この「アサザプロジェクト」は湖の再生事業であると同時に、地域振興や地域ぐるみの環境学習プログラムとしても機能しています。流域の200を超える小学校、企業、一般市民を含む20万人（2010年4月現在）がアサザの里親制度や湖岸植生帯の復元事業などに参加。

小中学校への環境教育プログラムの提供も行っています。

パブリックサポートテスト基準を維持するための取り組み

寄附についてのお願いと、これまでの実績が見やすく掲載されています。

ご寄付について

認定NPO法人として認定されました！ 2012年12月27日

日頃よりアサザ基金の活動にご支援ご協力いただき心より御礼申し上げます。アサザ基金では活動をさらに発展させるため、2012年4月より認定NPO法人への申請手続きを進めてきましたが、2012年12月27日付けで認定を受けることが出来ました。改正NPO法がスタートしてから茨城県では第1号です。皆様のご支援に感謝申し上げます。今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

認定法人格を取得したことで、社会からより多くの寄付金を集めやすくなり、個別の目的にばらばられた助成金等とは異なる独自財源による先進的な取り組み(新たな分野の開拓)を実施しやすくなります。また、流域レベルでの環境教育の継続も可能となります。(教育関係からの公的支援はほとんど得られない状況です) 社会を変えるための先進的な取り組みや、流域レベルでの地道な取り組みを継続、発展させるためにご寄附を活用させていただきます。

2011年6月15日改正NPO法案、同22日新寄付税制の法案が成立しました。(新寄付税制は2011/6/30にスタートしており、改正NPO法は2012/4/1スタートします)これらの法案はNPOを新しい公共の担い手として、税制面から支援するために導入されました。

これにより皆様にご寄付される時、寄付金の約50%を税額控除できます。所得控除税額控除方式(所得にかかわらず原則的に減額額が同じ)が導入されたので、控除割合は寄付金の40%(住民税10%と合わせて最大50%)となり ⇒(寄付金額-2000円)×40%を所得税額から差し引くことができます。

寄付される皆様の減税額が大幅にアップ!

- 例えば、所得金額に関係なく
- ★1万円の寄付で3200円減税!
- ★10万円の寄付で39200円減税!

「認定NPO法人について」詳しくは [内閣府NPOホームページ](#)

ご寄付は一口3000円から銀行振込または、郵便振替で随時受け付けております。

皆さまのご支援、ご協力をお願いいたします。

銀行名	筑波銀行 牛久東支店
口座番号	普通 176170
口座名	アサザ基金
ご依頼人	住所、氏名、電話番号

口座番号	(郵便振替口座) 00390-5-41273
加入者名	アサザ基金
通信欄	一般寄付
ご依頼人	住所、氏名、ふりがな、電話番号



認定取得の報告と、寄附のお願いのページ



流域ぐるみの環境学習を継続していくために、皆様からの応援をお願いします。



みなさんの応援で子ども達の学習を行うことができます!

報告書 [2010年度\(PDF\)](#)

子どもたちの活動が国や地域を動かし湖の自然再生事業を実現させました!

霞ヶ浦では、2002年からアサザ基金と国土交通省との協働で、流域の小中学生による湖の自然再生事業を行ってきました。

この協働事業には、これまでに延べ5万人を超える子どもたちが参加してきました。湖に持って水草を植える活動や水草を育てる学校ビオトープづくり(100校以上)、湖での生物観察、外来植物の抜き取り作業などの様々な学習活動を、毎年約1万人の子どもたちが体験してきました。

これらの活動によって、この5年間で霞ヶ浦の植生帯を2倍に増やすこともでき、メダカやトンボなどの多くの生きものを湖に呼び戻すこともできました。

子どもたちの夢の力によって霞ヶ浦再生へ向けた大きな一歩を踏み出すことが出来たのです。

もし、子どもたちの活動が無かったら、国交省を動かし国内初となる大規模な自然再生事業も実現できなかったでしょう!

みなさんの応援が必要です!

わたしたちはこれらの学習活動を国土交通省と協働で行った自然再生事業による委託事業や民間助成金や寄付を当てて継続してきました。

ところが、活動資金の多くを占めていた国土交通省からの委託費が昨年度で打ち切りになりました。

国土省からの委託事業費が無くなることで、学習活動を縮小させるを得ない状況に追い込まれています。

流域ぐるみで子どもたちが湖の再生に取り組み広域的な学習活動は全国にも例の無いものです。わたしたちは何万人もの子どもたちが夢を共有し、いながら進めてきた取組を、全国のモデルとなるよう何とかして継続していきたいと思っています。

今後は国交省との連携は継続しつつ、真に民間の力をベースとした流域ぐるみの学習活動として自立していくことを目指していきます。

未来を担う子どもたちの流域ぐるみの活動に、皆様の寄付をお寄せください!

お寄せいただいた寄付金は霞ヶ浦ゆめ基金として、すべて霞ヶ浦流域の小中学生による環境活動や学習に必要な経費(学校ビオトープの維持管理人員費や材料費、交通費、教材作成費)に充てさせていただきます。

また、子どもたちによる活動や学習の成果を会計収支とあわせて報告書を作成しこのページで公開いたします。



同じページで、これまでの実績と寄附の使途も説明されています。





福祉型

## NPO 法人 じゃんけんぽん

### 認定NPO法人ホームページ

<http://www.jankenpon.jp/>

認定NPO法人じゃんけんぽん

認定NPO法人じゃんけんぽん  
グループホーム・小規模多機能・デイサービスからボランティア、自然体験まで「子どもも高齢者も誰もが安心して暮らせる地域づくり」

→ 法人理念 → 活動概要 → 募集情報 → お問い合わせ → 連絡先/地図 → おおさる山乃家

認定NPO法人じゃんけんぽん TOP → 活動概要

東日本大震災で被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興実現を心よりお祈り致します。  
[当法人の主な取り組み状況](#)

募集情報

[就業体験事業・ヘルパー講座](#)  
[移送運転者講習の開催情報](#)  
[介護サービスのご利用者募集](#)  
[介護職員等の募集](#)

facebook (活動報告と告知)

[学生スタッフが実況リポート](#)  
[近隣大家族カフェ通信編集室](#)  
[じゃんけんぽん自然体験部](#)

介護保険サービス<フォーマル>

◎ [認知症グループホーム](#)

活動概要

事業イメージ

居場所づくり・安否確認  
近隣大家族・寺量庫 配食

高齢者福祉  
認知症高齢者グループホーム (群馬町・伊倉保・大和町)  
小規模多機能型居宅介護 (国府・大和町)  
認知症通所介護 (群馬町)  
居宅介護支援 (地域生活支援課)

健康 高齢者 認知症障がい

研修活動  
地域で認知症の人を支える講座  
AMN-養成講座  
内部/外部向け研修事業

子ども健全育成  
赤城わらへの谷

指定管理  
おおさる山乃家

外出支援・向け合い  
福祉有償運送

あいあいす  
グループホーム  
一般通所介護  
認知症通所介護

※「あいあいす」は関係法人

NPO法人じゃんけんぽんは 子どもから高齢者まで 健康な人も認知症などの何らかのハンディのある人も 誰もが安心して暮らせる地域づくり を目指して活動しております。

フォーマル事業 (介護保険サービス)

認知症グループホーム

### 会の設立経緯や理念など (ホームページより抜粋)

- 1) 高齢者・障がい者が何らかのハンディを背負いながらも地域で住み続けることができ、安心して暮らせるコミュニティの構築をめざす。
- 2) 親子の絆を再確認し子どもが豊かな心を持ちたくましく生きる為の体験教育を自然という環境下で実践する。

NPO法人じゃんけんぽんは子どもから高齢者まで、健康な人も認知症などの何らかのハンディのある人も、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して活動しております。